

こども誰でも通園制度の 本格実施に向けた検討会（第2回）	資料4
令和7年10月10日（金）	

こどもまんが
こども家庭庁

令和8年度以降の 利用可能時間について

令和8年度以降の利用可能時間について

令和7年度の状況

- 令和7年度においては、こども一人あたり「月10時間」を上限としているが、市町村によっては、独自に利用可能時間を設定している。
- これは、「令和7年度の利用可能時間については、こども誰でも通園制度を法律上の制度として実施するに当たり、全国の自治体において対象となる全てのこどもが等しく利用できる制度とする観点に鑑みれば、全国的な提供体制の確保状況に大きな変更がないことや、保育人材の確保が課題となっている現状を踏まえ、引き続き、「月10時間」を国による補助基準上の上限とすることが適当」という考え方を踏まえて設定されたものである。

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ（令和6年12月26日）（抜粋）

- 令和8年度以降、こども誰でも通園制度が子ども・子育て支援法上の「乳児等のための支援給付」と位置付けられることに伴い、同法に基づき、利用可能時間を法令上規定する必要がある。

（※）子ども・子育て支援法第30条の20第3項に規定される「十時間以上であって乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間」について、内閣府令で規定する必要がある。

- 令和8年度以降の利用可能時間を法令上規定するに当たっては、令和7年度における制度の実施状況、全国的な提供体制の確保状況、保育人材の確保状況等を踏まえ、引き続き、検討を行う必要がある。
- なお、第8回こども未来戦略会議（令和5年12月11日）参考資料1「こども未来戦略方針の具体化に向けた検討について」において、「人材確保などの課題があり、令和8年度から国が定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、国が定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置を設ける。（令和8・9年度の2年間の経過措置）」とされている。この経過措置の詳細についても、検討する必要がある。

（※）子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第6条の規定により、令和8年度及び令和9年度においては、第30条の20第3項の「十時間」は「三時間」と読み替えて適用することとされている。

令和8年度以降の利用可能時間について

誰通検討会（第1回）・子ども・子育て支援等分科会（第11回）におけるご意見

（誰通検討会（第1回））

- 利用時間については、10時間という上限で8年度は進むということは了解しているが、調査研究をしていただき、ここでは一応10時間から20時間という結果が出ているので、この辺りは今後、検討の材料にさせていただく価値があるのではないかと考えている。
- 令和6年度の実施状況について、資料をお示しいただいているが、できれば子どもたちが使っている時間、何時から何時の時間が一番多いかという分布図のようなものをいただくと、どの辺がいつも園を使われている中で多いのか、集中しているのかということが分かるので、もしそういう時間を把握しているようであればお示しいただきたい。
- 利用時間10時間の上限については、子どもにとっても、保育者にとっても10時間では短過ぎるのではないかと声が多く上がっている。ぜひこども見直していただきたい。
- 現状では利用時間の上限が10時間と定められているが、この時間を子どもにとって負担が少なく、制度の効果を最大限に引き出せるよう活用する方法について検討する必要がある。また、保護者に対してその意義を説明することも重要である。さらに、実施地域であるにもかかわらず利用に至っていない家庭に対して、どのように制度利用へ導くかについても検討すべきである。
- 月10時間という時間について、来年から始めるに当たって、まだ取り組んでいない自治体の皆様にとって、その10時間というものがどのように把握されているのか。10時間でなくても、それ以下の時間でもとにかく取り組んでいただくことを進めていくべきなのか、その辺の議論をまた皆さんともさせていただければと思うが、まずは全ての自治体が取り組むことが重要。

（子ども・子育て支援等分科会（第11回））

- 現在の月10時間という設定では、週1回の通園すら困難であり、定期的な通園の保障という観点からも、また保育者との安定した関係性やアタッチメントの形成という観点からも、時間が不足しているのではないかと危惧している。親子通園は一つの方策であると考え、令和8年度以降の利用可能時間が未定であることから、改めて検討いただきたい。また、既に実施している自治体の事例や調査結果を、保育の質の観点から分析し、制度設計に反映していただきたい。
- 検討会でも議論がされてきたかとは存じますが、月10時間でこどもの育ちを支援することが可能なのか、また、資料4の改正案に記載のように、産前産後の休業、育児休業明けの保護者の利用も踏まえると、補助の拡充が認められると、さらに実用的で有用な制度になるのではないかと考えております。

令和 8 年度以降の利用可能時間について

対応の方向性（案）

- 令和 8 年度以降の利用可能時間については、同年度からこども誰でも通園制度は全国で実施することとなり、全国の自治体において対象となる全てのこどもが等しく利用できる制度とする観点に鑑みれば、9割弱の自治体が令和 8 年度以降にこども誰でも通園制度を開始する中で、
- ・全国的な提供体制の確保状況に大きな変更がないこと（※ 1）
 - ・保育人材の確保が課題となっている現状（※ 2）
- を踏まえると、引き続き、「月10時間」とすることとしてはどうか。

（※）令和 7 年 4 月 1 日時点の定員充足率は88.4%（対前年▲0.4%）と令和 6 年 4 月 1 日から横ばい。

（※）令和 7 年 4 月の保育士の有効求人倍率は2.58倍（対前年同月比で0.16ポイント上昇）となっており、全職種平均の1.18倍（対前年同月比で同数値）と比べると、依然高い水準で推移している。

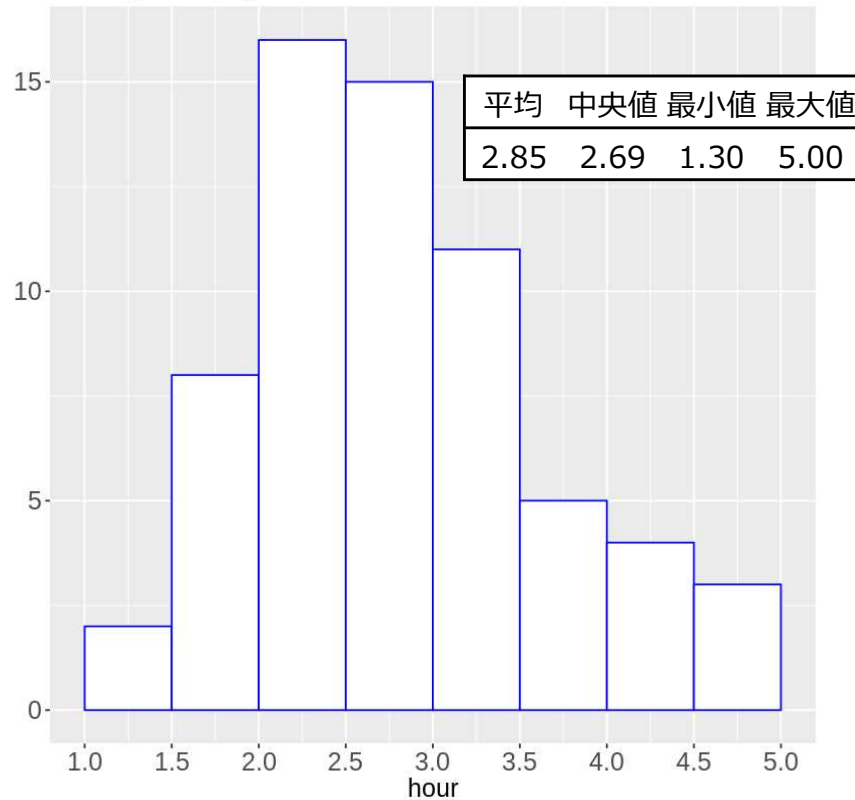
- また、各自治体の準備の進捗が様々であるところ、令和 8 年度からの円滑な制度の施行に向けて、令和 8 年度及び令和 9 年度の経過措置として、自治体が条例で利用可能時間を 3 時間～10時間未満の範囲内で設定することができることとしてはどうか。

（※）各自治体における経過措置の適用状況については、国において取りまとめて公表することを予定している。

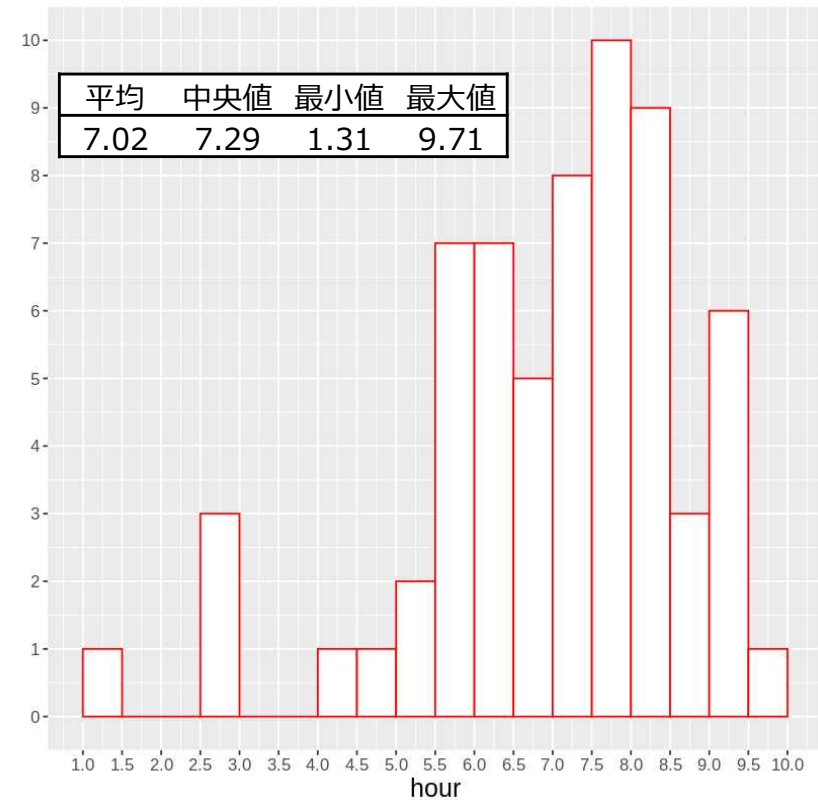
令和8年度以降の利用可能時間について

【令和6年度試行的事業における状況】

平均利用時間（利用1回当たり）



平均利用時間（こども1人当たり）



※令和6年度において、延べ300人以上こどもが利用した事業所（64事業所）の平均利用時間。